

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

(新設)

		資料番号	5 - 3	担当課	長寿介護課
法令名	社会福祉士及び介護福祉士法	根拠条項	附則第14条、 第15条	不利益処 分の種類	登録研修機関に対する措置命 令
社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)					
附則					
(適合命令)					
第14条 都道府県知事は、登録研修機関が附則第8条第1項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録研修機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。					
(改善命令)					
第15条 都道府県知事は、登録研修機関が附則第10条の規定に違反していると認めるときは、その登録研修機関に対し、同条の規定による喀痰吸引等研修を行うべきこと又は喀痰吸引等研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。					
(登録基準)					
第8条 都道府県知事は、附則第六条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。					
一 喀痰吸引等に関する法律制度及び実務に関する科目について喀痰吸引等研修の業務を実施するものであること。					
二 前号の喀痰吸引等に関する実務に関する科目にあつては、医師、看護師その他の厚生労働省令で定める者が講師として喀痰吸引等研修の業務に従事するものであること。					
三 前2号に掲げるもののほか、喀痰吸引等研修の業務を適正かつ確実に実施するに足りるものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。					
(喀痰吸引等研修の実施に係る義務)					
第10条 登録研修機関は、公正に、かつ、附則第8条第1項各号の規定及び厚生労働省令で定める基準に適合する方法により喀痰吸引等研修を行わなければならない。					